対策本部決定議案 令和3年6月19日 施 設 関 係 各 部

「まん延防止等重点措置」に係る西東京市公共施設の対応について(方針)

政府対策本部は、東京都に対し新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を令和3年6月21日から適用することとし、西東京市は、その対象地域となった(令和3年6月18日東京都決定)。

ついては、東京都の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(令和3年6月18日東京都決定)に基づき、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

なお、東京都においては、上記重点措置において都民に対する要請として、日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛を求めていることから、引き続き、その旨広く周知を図るものとする。

記

1 「まん延防止等重点措置」に係る公共施設の対応期間

令和3年6月21日から同年7月11日まで

2 夜間の利用を制限する施設(午後9時以降 利用不可)

- (1) 保谷こもれびホール
- (2) コール田無
- (3) 市民交流施設
- (4) 住吉会館「ルピナス」
- (5) 福祉会館(地域社会利用施設)
- (6) 障害者総合支援センター「フレンドリー」会議室A
- (7) 田無総合福祉センター
- (8) 屋内スポーツ施設 (スポーツセンター等)
- (9) 公民館(柳沢・芝久保・谷戸・保谷駅前・ひばりが丘)
- (10) 田無公民館(仮)活動室(田無総合福祉センター3階)

3 その他利用の制限等を行う施設

- (1) 障害者総合支援センター「フレンドリー」(A会議室以外の会議室 利用不可)
- (2) 図書館(利用方法等 制限付き開館)
- (3) 学校施設(校庭開放事業・団体利用 順次再開)
- (4) いこいの森公園 (バーベキュー場 利用不可)

4 その他

- (1) 緊急事態宣言は解除されたものの、市内の新規感染者の発生が続いていることから、 施設利用に際しては、施設利用者自身の体調管理(事前の検温、熱中症対策等)や施 設利用前後における消毒作業等に関し、施設管理者及び施設利用者は、これまで以上 にその徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 公共施設予約システムのロビー端末が使用できない施設は、次のとおりとする。 障害者総合支援センター「フレンドリー」
- (5) 調理室(調理利用の場合)、入浴施設は、終日利用不可とする。
- (6) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。